

定期預金「運転免許自主返納優遇定期預金」

平成 30 年 4 月 2 日現在

1.商品名(愛称)	・スーパー定期預金（運転免許自主返納優遇定期預金）
2.販売対象	・65 歳以上の個人のお客様で運転免許証を自主返納し、「運転経歴証明書」をご提示頂いた方のみ。
3.取扱期間	・平成 30 年 4 月 2 日（月）～
4.期間	・定型方式・・・1 年の自動継続（元金継続、元利継続）のみ
5.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・証書式定期預金で窓口のみの受付となります。 ・10 万円以上 100 万円以内 ・1 円単位
6.払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
7.利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利 預入日のスーパー定期 店頭表示金利+0.3% ※特別金利は初回満期日までとさせていただきます。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
8.税金	・お利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 - ただし、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間にお受け取りのお利息には、復興財源確保法により、復興特別所得税 0.315%が付加され 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。）
9.手数料	—
10.付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。
11.中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、0.3%の優遇金利は適用されません。 ・預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 預入日から解約までの期間が 6 か月未満の場合・・・解約日における普通預金利率 預入日から解約までの期間が 6 か月以上の場合・・・ 預入日の店頭表示利率（返納優遇定期預金金利－上乗せ金利（0.3%））×50%
12.金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
13.苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または人事部（9 時～17 時、電話：088-622-3263）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。

14.その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 決済用預金を除く当庫預入の他の保護対象預金と合算して、預金者1人あたり元本合計1,000万円までとその利息等が保護されます。
---------------	--